

茨城県総合計画審議会

住みよいいばらきづくり専門部会 第1回

平成 22 年 2 月 1 日

茨城森林管理署 2階会議室

午後 1 時 58 分開会

事務局

皆さんこんにちは。定刻前ではございますけれども、本日、出席予定されている皆様全員おそろいになりましたので、ただいまから茨城県総合計画審議会の第1回住みよいいばらきづくり専門部会を開会させていただきます。

なお、当部会の審議につきましては公開ということで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

当部会につきましては、昨年12月15日に開催されました茨城県総合計画審議会におきまして設置が決定されております。部会長に川上美智子委員が、副部会長に村田昌子委員が総合計画審議会の関正夫会長より指名されてございます。

審議に入りますまでの間、私、企画課の清水と申しますけれども、進行の方を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、議事に入ります前に、配付しております資料を確認させていただきます。

資料の方、まず次第がございまして、席次表、それから委員の名簿、条例がございまして、その後、資料1としまして諮問書及び諮問理由の写し等が入ったつづりがございまして、さらに資料2としまして、時代の潮流と茨城の特性につきましてつづった厚い資料がございまして、さらに、資料3としまして、各分野における現状と課題につきまして資料3-1から資料3-3、それぞればらばらにはなっておりますけれども、3種類ございまして、さらに、資料4としまして、同じように各分野における現状と課題、こちらはデータ集でございまして、1から3、三つのつづりがございまして、最後、参考資料といたしまして、第1回総合計画審議会における意見の概要と、県民選好度調査結果の速報版2種類ついているかと思っております。

机の左側の方には、現在の元氣いばらき戦略プランの冊子がございまして、さらに、フラットファイルの方で現行計画の中間評価の結果というものを机の左の方に置いてございまして、そちらの方もご確認いただきたいと思います。

また、総合計画審議会以外の皆様方には、本日委嘱状を机の上に配付させていただいております。あわせてご確認をいただきたいと思います。

以上、足りないものがございましたらお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、企画部次長からごあいさつを申し上げます。

企画部次長

企画部次長の榊でございます。よろしくお願いいたします。本来であれば企画部長の福田がこちらに参りましてごあいさつ申し上げなければならないところ、急遽外せない業務が入ってしまいまして、大変申しわけありませんが、かわって次長の私が参りました。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、本日はご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

平成18年に策定いたしました茨城県の総合計画、元気いばらき戦略プランにつきましても来年度が最終年度となっております。このため、昨年の12月15日に、新しい県の総合計画を策定すべく、総合計画審議会をスタートさせていただいたところでございます。12月の審議会では、先ほど紹介がありましたとおり、特定事項の審議のために三つの部会と総合部会の設置が決められました。本日の「住みよいいばらきづくり専門部会」は三つ設けられました部会のうちのひとつでございます。川上部会長さん、村田副部会長さんはじめ、7名の審議会の委員の皆様方、それに新たに13名の専門委員の方々から構成される部会でございます。新たに専門委員の委員にご就任をいただきました皆様方におかれましては、私どもの方からお願いさせていただきましたところ、大変快く委員をお引き受けいただきましたことを重ねて厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、本県を取り巻く情勢でございますけれども、ご多分に漏れず、本格的な人口減少社会の到来、高齢化の進展、こういったものが急速に進んでおります中で、医療体制の整備、子育て支援、あるいは高齢者福祉の充実といった課題が急務となっております。また、最近では子供たちの学ぶ意欲や規範意識、あるいは家庭や地域社会における教育力の低下、こういった教育に関するさまざまな問題も指摘されてございます。さらには経済、社会のグローバル化がますます進んでいく中で、世界的な金融危機の影響というのは日本じゅう隅々まで行き渡っております、その経済不況によって本県の経済情勢、雇用情勢は大変厳しい状況に置かれてございます。

こういったもろもろの状況を踏まえながら、この専門部会におきましては、本県が生活大県を目指していく上で大変重要となります医療、子育て、あるいは高齢者、環境、治安、こういった幅広い分野につきまして皆様方から忌憚のないご意見をいただきますとともに、住みよいいばらきづくりの実現に向けてご審議を賜ればと考えているところでございます。

各界を代表されます委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところとは存じますが、よろしくご審議を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

次に、住みよいいばらきづくり専門部会の委員の皆様方を、企画課長よりご紹介させていただきます。

企画課長

それでは、本日第1回目の住みよいいばらきづくり専門部会ですので、審議に入ります

前に委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

〔委員紹介〕

事務局

続きまして、審議に移らせていただく前に、まず川上部会長から、一言ごあいさつの方をお願いしたいと思います。

部会長

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年12月15日に開催されました茨城県総合計画審議会におきまして関会長からご指名いただき、当部会の部会長を務めさせていただくことになりました川上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新しい県計画の策定に当たりましては、今後予想される厳しい時代の中にあっても県政の一層の発展を目指し、明日の茨城づくりの指針となるよう、委員の皆様方と審議に努めてまいりたいと考えております。

前回の平成18年の計画策定時と比較しますと、今回経済状況が大変厳しくなっております。また、この計画、2035年を見据えてということで25年後、ここを見据えてということで、大変難しい部分がございます。また、特に茨城県では今後医療や福祉、教育それから生活環境など、より県民生活に密着した県づくりを進め、人々が住みよい生活大県としていくことが大変重要との認識がございます。そういう意味では、当部会、大変重要な位置を占めるのではないかと考えているところでございます。

これから村田副部会長さんとともに、委員の皆様方のご協力をいただきながら、審議の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単でございますけれども、第1回の部会開催に当たりましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、以後の進行につきましては川上部会長さんをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長

それでは、早速審議に入りたいと思います。

12月に開催されました総合計画審議会におきまして総括的な審議が行われておりますけれども、当部会では個別の分野ごとの審議、これを行っていただくこととなります。専門委員の先生方におかれましては、今回から新たに審議にご参加いただくということになっておりますので、まず今日は、議事（1）としまして、新たな県計画の策定につきまして、

基本的な考え方とかスケジュールについて、最初に整理しておきたいと思いますので、事務局からご説明をいただきたいと思います。

企画課長

それでは、私の方から議事（１）新たな県計画の策定についてご説明をさせていただきます。皆様のお手元にお配りしております資料１をご覧くださいと思います。

なお、この資料は基本的には12月に開催しました総合計画審議会での資料をお配りしたのですが、最後のスケジュールにつきましてはより詳しいものを今回おつけしてございます。

１ページをお開きいただきますと、12月に知事から総合計画審議会議長にお渡しをいたしました諮問書でございます。

２ページ目に諮問理由がございます。世界的な経済危機や環境問題が深刻化する中、国内では少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来と高齢化の急速な進展が見られるほか、日常生活に不安や安全安心志向が高まるなど、社会経済情勢が大きく変化しており、本県においても雇用、医療、介護、子育て、環境問題など、県民生活にかかわる多くの課題が顕在化してきてございます。このような状況を踏まえ、本県の特性や資源を活用し、産業の活性化を引き続き進めながら、その成果を生かし、医療、福祉、教育、生活環境などが充実した、人が輝く元気で住みよい茨城づくりに取り組むため、平成23年度からの新たな県政運営の基本方針となる総合計画の策定をお願いしたものでございます。

続きまして３ページをご覧くださいと思います。新県計画策定基本方針でございますが、こちらは県としての基本的な考えを事務局としてまとめたものでございます。

１の策定の目的と２の計画の趣旨につきましては、諮問理由と同じ内容でございます。３の計画の前提となる社会経済情勢につきましては、本県を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に踏まえるとともに、本県の特性や県民の期待をしっかりと把握し、検討を行っていくこととしたものでございます。

なお、時代の潮流と茨城の特性につきましては、後ほど議事の（２）におきまして詳しくご説明をさせていただきたいと思います。

４の計画の構成でございますが、新県計画は、県の将来ビジョンや進むべき基本的方向について県民の皆様と共有していただけるよう、より明確でわかりやすいコンパクトな計画にしたいと考えており、現在のところ基本構想、基本計画、重点戦略と考えておりますが、今後、総合部会を中心に検討を行っていただきたいと考えております。

次に４ページに行きまして、５の計画の目標年度でございますが、現計画と同様、概ね四半世紀後の2035年ごろを展望した上で、2015年度を目標年度とする5カ年計画にしたいと考えております。

次に、６の計画策定の体制でございますが、先般、審議会のもとに専門的な調査審議を行うための三つの専門部会と総合調整や計画全体の総括審議を行う総合部会が設置されたところであります。詳細については後ほどご説明させていただきたいと思います。

７の計画の決定につきましては、審議会からの答申をいただきまして、県の決定機関で

あります庁議において最終的に決定してまいりたいと考えております。

8の県民等の意見の反映でございますが、この1月に市町村意向調査や県民等の意見を聞く懇談会等を各地で行ってきているところであります。内容につきましては、整理をしまして後ほどご報告をしていきたいと考えてございます。今後も広く県民の皆様のご意見をお聞きしながら、計画に反映させてまいりたいと考えております。

最後の9の策定のスケジュールでございますが、こちら、後ほど詳細をご説明させていただきたいと思っております。

次に5ページをご覧くださいと思います。部会の設置についてでございます。先ほど基本方針で触れました計画策定の体制を図にして示したものでございます。先般の審議会において総合部会と三つの専門部会が設置されております。総合部会では、茨城づくりの基本方向や地域づくりの基本方向、計画推進の基本姿勢など、基本構想に関する事項のほか、重点戦略など、計画全体に関する事項についてご審議をいただきたいと考えております。専門部会につきましては、現状と課題、求められる対応と関連する施策、その目標について網羅的にまとめるために分野をより大きな観点から、住みよいいばらきづくり、人が輝くいばらきづくり、活力あるいばらきづくりの三つに分け、それぞれの部会を設置していただいたところでございます。

6ページでございますが、総合計画審議会の委員の皆様のうち、部会に所属される委員の皆様につきまして、ご覧のとおり、関会長からご指名をいただいたところでございます。このほか、知事が委嘱しました専門委員の皆様には就任をしていただき、本日の専門部会の構成メンバーとなっております。

次に7ページをご覧くださいと思います。審議スケジュール案を示してございます。

専門部会につきましては、各分野における現状と課題、施策の基本的方向などについてご審議をいただき、現行計画の基本計画に該当する部分をまとめていただきたいというふうに考えております。

当部会のスケジュールを中心にご説明いたしますと、本日第1回目では、時代の潮流や本県の現状、当部会における専門分野の現状と課題についてご審議をいただきたいと思っております。本日の結果につきましては、総合部会にご報告をさせていただき、次回の当部会の開催までに総合部会において計画の構成など大枠のご議論を行っていただきたいと考えております。

次回の当部会は4月下旬から5月にかけての開催になるかと思っておりますが、本日ご議論いただく現状と課題を踏まえまして、専門分野におけます施策体系について事務局で整備をさせていただき、これに関するご議論を中心に行っていただきたいと考えております。

その後、第3回の部会、現時点では5月頃になるかと思っておりますが、施策の目標などについてもご議論いただき、夏ごろの第4回の部会では当部会の専門分野における基本計画の素案をまとめていただいて、部会長より総合部会にご報告をいただきたいと考えております。

その後、第2回総合計画審議会にて中間取りまとめを行っていただいた後、本年秋ごろに第5回の部会を開催しまして、基本計画の取りまとめを行い、その後の総合部会、総合計

画審議会でのご審議をお願いしまして、年内に答申をいただきたいと考えておるところでございます。

なお、ただいまご説明しましたスケジュールにつきましては、各専門部会でのご意見や総合部会での全体的な構成に関するご審議の状況次第で変更されることも想定されますので、ご了承をいただきたいと思っております。

また、参考資料1として、先の審議会におきます各審議会委員の皆様からのご意見の要旨を添付しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

簡単に内容をご紹介しますと、まず総論としまして、部会に関しましては、今回の三つの部会の名称が前回の三つの目標と同じであることからもっとアピールする方法を考える必要があるといったご意見、それから三つの部会が縦割りではなくすべての部会で議論すべきテーマがあるといったご意見もいただいております。また、量から質への変化の必要性や、連続性のない価値観の変化に対応するための県のリーダーシップの必要性といったご意見もいただいております。

また、生活大県や人口減少に関しましては、従来の成長を目指す価値観から別の方向に移る必要があるといったご意見や、人口減少社会をネガティブにとらえず従来の発想を転換して少子化や高齢化をチャンスと位置づけるような議論が必要であるといったご意見もいただきました。

さらに、地域社会に関しましては、コミュニティの存続に関するご意見を、また環境に関しては気候変動への適応策の必要性といったご意見もいただいております。

裏側でございますが、2面にありますとおり、医療や少子化に関しては待機児童の問題や地域の医療のあり方についてのご意見を、また高齢化に関しましては社会における高齢者の活用の視点の必要性といったご意見もいただいております。

農業については女性の活躍や食育の推進といったご意見、公共事業については社会貢献のための公共事業の必要性といったご意見もいただいております。

簡単ですが、審議会でのご意見を紹介させていただきました。

以上で、議事(1)の新たな県計画の策定に関するご説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何か確認したい事項はございますでしょうか。

基本的な考え方と、それから平成22年12月には答申を出すということでございますけれども、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。もしなければ、当部会は具体的な内容についてしっかり審議をしていくということになっておりますので、ただいまの大きな枠組み、今のお話を前提にして進めてまいりたいと思っております。

それでは、議事の2番目の方に入らせていただきます。

時代の潮流と茨城の特性、それから議事の3番目の分野別の現状と課題、この二つにつきましては、関連がありますので、両方あわせて事務局の方からご説明をお願いいたしま

す。

事務局

それでは、まず議事（２）時代の潮流と茨城の特性、これにつきまして、配付いたしました資料の２でご説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

なお、この資料は第１回目の総合計画審議会におきましてもご説明いたしました。したがって、審議会の委員の皆様には重ねてのご説明になりますが、その点をご容赦願いたいと思います。

それでは、資料の構成といたしましては、目次を開いていただきたいのですが、１として時代の潮流、２といたしまして茨城の特性、こういう形でまとめております。

まず１ページでございます。時代の潮流でございますが、ここには経済の動向について記載してございます。

皆様ご承知のとおり、一昨年９月のリーマンショック以降、我が国経済は一変しております。平成20年度のGDPの実質経済成長率、急激かつ大幅なマイナスになってございます。直近では一部持ち直しの兆しも見られておりますけれども、依然として厳しい雇用情勢、あるいはデフレの影響などから依然として認識としては厳しいのではないかと考えております。本県におきましても、有効求人倍率が過去最低を記録するなど、依然として大変な状況が続いてございます。

続きまして２ページから10ページにかけてでございます。本格的な人口減少社会の到来、そして急速な高齢化の進展について整理してございます。

２ページでございますが、グラフにありますとおり、我が国の総人口は2004年をピークにいたしまして減少に転じております。今後、人口減少はさまざまな局面で強い影響が出てくるのではないかと考えられております。

まず経済面への影響といたしましては、２ページの図一3にお示ししましたとおり、生産年齢人口が大きく減少していく、労働力人口の大勢を占める生産年齢人口でございますから、これによりまして経済成長率が鈍化していく、あるいは国内の消費需要の縮小、あるいは質の変化、さらには社会保障費の増大、こういったものに影響が出てくるものと考えてございます。

また、３ページの下の方をご覧いただきたいのですが、３段目の項目ですけれども、本県の老年人口割合というのは現在21.3%で全国でも38位と低い方でございますが、その下の段で、今後30年間で約15.8ポイント上昇するというので、その上昇の大きさが全国第5位になっておるということで、今後本県も急速に高齢化が進んでいくのではないかと考えてございます。

そして、これらに対応していくためには、意欲のある高齢者の就業促進あるいは女性の就業促進、さらには科学技術の発展、イノベーションの創出、こうした活動を通じた生産性の向上などが課題になってくるものと考えてございます。

次に、６ページから９ページにかけてでございます。主に社会面への影響について整理してございます。

6 ページの図一7にお示ししましたとおり、高齢者のみの世帯数の増加が見込まれております。今後、地域における交流の希薄化、あるいは地域活力の低下、さらに過疎地域においては地域コミュニティの存続自体が困難になるというような地区の出現も懸念されております。一方で、こうした懸念される面ばかりではなくて、元気で活動的な高齢者も多くなることと期待されております。高齢者の長年培ってきた知識や経験、さらには技能等を活用したボランティアなど社会活動への参加促進も期待されているところでございます。さらに、人口減少社会というのは、交通機関の渋滞混雑の緩和につながる可能性もある、あるいは居住空間にゆとりが生まれる可能性もあるというようなことも言われております。

続きまして10ページをお開き願いたいと思います。行政運営面への影響を整理してございます。今後とも厳しい財政状況が続くということが予測されております。その一方で、医療や福祉関係経費の増数というものが非常に財政運営上、大きな負担となることが懸念されております。また、本県の場合、可住地面積が広く人口が分散しているという特性から、今後、人口密度の希薄化によって道路や下水道などのハード整備のみならず、生活に関連したサービスの提供の効率、こういったものも低下するのではないかと若干懸念されてございます。

続きまして、11ページから16ページにかけては、社会経済のグローバル化と交流の拡大について記載してございます。

近年、輸送の高速化、あるいはITの飛躍的な進歩、こういったものを背景に社会経済のグローバル化が一層進んでございます。そして、我々を取り巻く社会経済システムはもとより、日常生活においてまで大きな影響を受けておるというところでございます。

11ページを見ていただきたいのですが、このような中、成長著しい中国を初めとする東アジア地域というものが世界経済の中で大きな地位を占めるようになってきたといわれております。このグラフにありますとおり、日本の貿易額を見ましても、アメリカやEUに比べ、アジアとの貿易額は近年飛躍的に増加しているということが見てとれるかと思えます。

さらに、ITや科学技術の進歩というものは情報の自由なやりとりを可能とするユビキタスネットワーク社会の実現、さらには科学技術の成果を生かしたライフサイエンス、ロボットなど新産業の創出も期待されておりました。今後経済発展の原動力にITや科学技術の果たす役割は非常に大きいものと考えてございます。

17ページをご覧願いたいと思います。19ページにかけては、環境・エネルギー問題の深刻化ということ整理してございます。

経済の発展あるいは生活の利便性の向上などにより、非常に快適な生活を送れるようになった一方で、ご承知のとおり地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の環境問題、これが人類の未来を脅かす重大な問題として取り上げられてきております。特に地球温暖化問題につきましては、鳩山総理が2020年までに日本の温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減するという中期目標を表明されました。今後、環境と経済が調和した低炭素社会を実現することが重要となってくるのではないかと考えております。

また、19ページの図一19でございますが、エネルギーの大部分を海外に依存している我

が国にとっては、その安定供給の確保というのは非常に重要な課題となっております。環境問題への対応の観点からも、エネルギー効率のさらなる向上あるいは化石燃料にかわる新たなエネルギーの導入などの取り組みが必要となってきたのではないかと考えてございます。環境問題は、その対応を誤れば将来に禍根を残すことにもつながりかねません。適切な対応を講じ、持続的に成長、発展する社会づくりが課題であると考えてございます。

続きまして、20ページをご覧ください。20ページから25ページにかけては、日常生活への不安と安全・安心志向の高まりについて整理してございます。

近年、全国的な医師不足あるいは新型インフルエンザなどの世界的な流行、さらには食品の安全性の問題など、安心して暮らせる環境に対する人々の意識というものが非常に高まってきております。

また、22ページをご覧ください。22ページの図—23、24にお示ししましたとおり、刑法犯の認知件数、それ自体は減少してきておるのですが、その下のグラフにありますとおり、治安に対する認識は依然として国民の過半数が悪いと感じておるという状況でございます。

さらには24ページをご覧ください。近年、非正規雇用者の増加が話題になっております。近年の景気後退によりまして失業者が急増している、こういったことから所得の格差が社会問題となってきております。特にフリーター等の非正規雇用者の増加は、雇用の不安定さ、あるいは職業能力の蓄積不足、さらには結婚や子育てにまで影響を与えているというようなことが懸念されておりました、柔軟で安心できる雇用システムの確立が課題となっております。

続きまして、26ページをご覧ください。26ページから29ページにかけては、価値観の変化・多様化について整理してございます。

26ページの図—28に示しましたとおり、人々の価値観や意識というものは物の豊かさから心の豊かさへ重きを置くようになってきております。こうした意識の変化に伴うライフスタイルの変化は今後も一層進んでいくものと考えられます。また、ワーク・ライフ・バランスなどの取り組みによりまして、一人一人が個性と能力を発揮できる社会づくりをさらに進める必要も感じております。その一方で、経済社会環境の変化あるいは利便性の向上、さらには人々の意識の変化などにより、家族や地域、職場におけるつながりが弱まってきている、こういったことも懸念されております。

こうした中で、29ページをご覧ください。図—33のグラフに示しておりますけれども、近年、社会に貢献したいと思っておる、あるいはボランティア活動には積極的に参加したいというようなことを思う若者が増えております。グラフの左側でございます。若者の世代が社会に貢献したいと思っている人の割合が増えてございます。さらには、右側ですけれども、ボランティアには積極的に参加したいと思っておられる高齢者の方も増えてきている、こういう意識の変化がでございます。これまで公共サービスというのは行政主導で提供してまいりましたけれども、今後は行政だけではなく、多様な民間主体によるコミュニティビジネスなど、新たな地域づくりの取り組みが重要になってくるのではないかと考えてございます。

続きまして、30ページをご覧ください。31ページにかけまして、地方分権の推進と行政の広域化について整理してございます。

さまざまな動きがございましたが、本県におきましても市町村合併が進みまして、現在は85から44市町村へと市町村の数が少なくなっております。また、地方財政につきましては、地方交付税の大幅削減などもございまして非常に厳しいものがある状況にございます。

続きまして、32ページからずっと49ページにかけましては、茨城県の特性、それから人口動態について整理してございます。主に地理的特性の効果、経済産業構造、教育・文化等について記載してございますが、ここにつきましては後ほどご覧いただきたいと存じます。

しばらく飛びまして、概成しつつある広域交通ネットワークについて若干ご説明いたします。ページ数といたしましては、51ページからでございます。51ページですが、高速道路網の現状につきまして整理してございます。

北関東自動車道につきましては、一昨年12月に東北自動車道に接続したところであり、平成23年度中ごろまでには群馬県まで全線が開通する予定でございます。また、圏央道につきましては、昨年3月に稲敷インターチェンジまで開通いたしました。今年度末にはつくば中央インターチェンジまで開通し、さらに平成24年度までには県内を全線開通する予定でございます。さらに、東関道水戸線につきましては、茨城町ジャンクションと茨城空港北インターチェンジ、この間につきまして、茨城空港の開港にあわせ、この3月から供用が開始される予定となっております。

続きまして、52ページから53ページにかけましては、鉄道網の状況について整理してございます。つくばエクスプレスにつきましては、平成21年度上半期における1日当たりの輸送人員は27万人を突破したということで、当初の目標を1年前倒しで達成できる見込みとなっております。現在は、今後、東京までの延伸について検討が鋭意進められているところでございます。また、JR常磐線につきましては、現在、東京駅への乗り入れ工事、これが進められておりまして、平成25年度には完成する予定となっております。

続きまして53ページでございます。空港と港湾の状況について整理してございます。

ご承知のとおり、茨城空港につきましては、成田・羽田に次ぐ首都圏第3の空港として今年3月11日、開港を予定してございます。就航路線としては、韓国のアジアナ航空がソウル便を1日1便運航しますとともに、開港数カ月後には釜山に週3便程度就航することとなっております。

また、港湾につきましては、一昨年12月、日立港、常陸那珂港、大洗港の3港を茨城港として統合し、鹿島港とあわせて首都圏の港湾物流機能の一翼を担う首都圏ニュー・ゲートウェイの実現を目指しているところでございます。

54ページから57ページにかけましてご覧ください。ここには、本県の多様な産業と科学技術の集積について整理してございます。

54ページの図一57にありますとおり、本県は過去10年間、工場立地面積が1,000ヘクタールを超えており、他県を大きく引き離して全国1位となっております。また、本県には、世界最高水準の研究施設であるJ-PARC、さらには、つくばにおける研究施設など、

最先端の科学技術の集積がございまして、さらには日立にはものづくり技術が、鹿島には日本を代表する素材産業が集積しているというのはご承知のとおりだと思います。

最後、61ページでございます。ここには本県の現状を示す主な指標の一覧を記載してございます。ここもあわせてご覧をいただきたいと存じます。

以上、飛ばし飛ばしで恐縮ですが、時代の潮流と茨城の特性についてご説明いたしました。

続きまして、今度は議事（3）分野別の現状と課題についてご説明いたします。資料につきましては、資料の3-1と資料の4-1を二つ使わせていただきたいと思います。

まず資料の3-1の1ページをご覧ください。横長になってございますけれども、一番上の欄に現行計画の体系に基づく章と項が示してございます。本部会は住みよいいばらきづくり部会でございますので、現行の計画の第2章住みよいいばらきづくりということが該当するようになってございます。そして、その下に第1項安心な暮らしを支える保健・福祉・医療の充実ということが記載してございます。

一番左側の縦の欄をご覧くださいと思います。少子高齢化に向けてでございます。少子高齢化に向けての現状でございますが、ご承知のとおり、未婚率の上昇あるいは晩婚化の進行、こういったことに伴いまして急速に少子化が進行している状況にあると、このため、右側でございますが、求められる対応といたしましては、社会全体で結婚や子育て家庭を支援していく必要があるだろう、具体的には安心して出産・子育てのできる環境づくり、若者の出会いの場づくり、さらには仕事と家庭の両立を図るための支援、さらには子供たちが放課後等において活動できる安全安心な居場所づくりなどが求められているのではないかと考えてございます。

その下の段、左側でございますが、本県の高齢化率について記載してございます。ご承知のとおり、本県の高齢化が進んでおりまして、平成27年、2015年でございますけれども、2015年には県民の4人に1人が高齢者となるだろうというような予測がされてございます。そのため、その対応でございますが、右側の欄でございます。高齢になっても活動的に暮らすことができるよう、日ごろから健康づくりに取り組むことが求められているのではないかと、さらには高齢者が社会参加できる環境づくり、さらに介護が必要になった場合においても高齢者の尊厳を支えるようなケアを確立することが求められているのではないかと考えてございます。

少子高齢化に向けた現状と求められる対応について整理してございますが、その根拠となるデータが資料の4でございます。ちょっと二つにまたがって大変恐縮ですけれども、資料の4-1でございます。1ページから2ページにかけて関連するデータが記載してございます。1ページには未婚率の推移、真ん中には平均初婚年齢の推移、そして一番下には女子有配偶率の推移ということで、少子化の進行の原因となるようなデータが記載してございます。2ページ目には、上のグラフについては、ご承知のとおり合計特殊出生数の推移が記載されているというところでございます。

以後、項目ごとにこういった形で現状と課題の整理を説明させていただいて、その裏づけとなるデータについて資料4-1でご確認をしていただきたいと思います。

恐れ入ります、資料の3 -1 の1 ページにもう一度お戻りください。1 ページの真ん中でございます。一番左側には、障害者福祉について記載してございます。障害者の多様化あるいは障害者の高齢化が進展している状況にあると。ここには記載してございませんが、さらには精神障害者保健福祉手帳を交付されているような方も非常に増えてきているという現状でございます。このため、右側でございますが、ノーマライゼーションの理念のより一層の普及、さらには障害者の社会的自立、社会参加を進めていくことが求められている。さらには二つ目の○でございますが、障害者の雇用の促進、あるいは自立支援こういったものを進めていく必要があるのではないかと考えてございます。

続きまして、その下の段です。病気への対応と直接的な表現でございますが、健康づくりへの対応だと思えます。まず現状でございますが、がんや心疾患、脳血管疾患、これら三大生活習慣病、これは本県の死亡原因の約6割を占めておると、特に心疾患及び脳血管疾患で死亡する人の割合は全国でも高い状況にあるというようなことが言われております。そのため、右側でございますが、生活習慣病の予防対策を推進すること、さらには二つ目の○でございますが、総合的ながん対策の推進、医療連携体制の構築といったものが求められているところでございます。

一段下がっていただきまして、新型インフルエンザの件でございます。新型インフルエンザの病原性の変化あるいは新たな感染症の発生、こういったものを心配されている状況でございます。このため、新たな感染症が発生した場合においては正確で迅速な情報提供あるいは適切な医療の提供が求められていると考えてございます。

これらにつきましては、資料4 -1 で申し上げますと、3 ページから4 ページにかけて記載してございます。3 ページにつきましては身体障害者手帳それから療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の推移が記載してございます。4 ページにつきましては、真ん中辺で三大疾病の10万人対死亡率のグラフが出ております。ご確認を願いたいと思います。

また資料の3 -1 の2 ページにお戻り願いたいと思います。2 ページでございます。今度は一番左側でございますが、医療環境について整理してございます。本県の医師や看護職員などの医療保健従事者の割合は全国でも低位な状況にある。さらには二つ目の○でございますが、地域的にも偏在が見られる。さらにはその下でございますが、県立の3病院、県立中央病院、友部病院、県立こども病院でございますが、県立の3病院につきましてもその果たすべき役割が不明確な状況にあるというような現状でございます。このため、右側でございますが、医療保健従事者の確保ということがまずは求められている。二つ目の○としましては、さらに地域の医療機関の適切な役割分担、さらには限られた医療資源を有効に活用すること、こういったことが求められているのではないかと考えております。また、四つ目の○ですが、医療施設への救急搬送時間の短縮、あるいは搬送される患者さんの負担の軽減などが求められております。そして、さらにその下でございますが、セーフティネットと政策医療というものを担うために県立3病院の役割について整備することが求められているということがございます。

その下の段でございます。新たに生活セーフティネットという項目をここに記載してご

ございます。現状に書いてありますとおり、不況のときに、現在がそうでございますけれども、失業による生活困窮者対策が大きな問題となってきているというような認識でございます。このため、右側でございますが、安心して生活できる環境づくりのセーフティネット、こういったものが求められているのではないかと考えてございます。

資料4の資料でございますが、5ページから6ページにかけて、今申し上げた事柄の関連資料が整理してございます。5ページにつきましては、本県の医療従事者の10万人対人数が記載してございまして、本県はお医者さんで言えば全国46位になっているというような現状が見てとれるかと思えます。

さらには、この下では地域的な偏在が見てとれるかと思えます。特に常陸太田・ひたちなか、あるいは鹿行、筑西・下妻方面では10万人当たり100人を割っているというような状況で、地域的にもお医者さんの数が偏在しているということが見てとれるかと思えます。

6ページにかけましては、生活保護世帯の推移というものが記載してございます。

恐れ入ります、また資料3-1の3ページをご覧くださいと思います。3ページからは現計画の第2章第2項に入ります。平穏で安全に暮らせる社会づくりでございます。

まず、一番左側を見ていただきますと、治安と交通安全でございます。刑法犯認知件数、先ほども申し上げたとおり、7年連続で減少しておるのですが、一方では県民が不安を感じている状況にあるということでございます。

その下でございます。交通事故発生件数につきましても、減少はしておるのですが、本県の場合、交通事故死者数は全国ワースト3位ということになってございます。さらに、その下でございます。犯罪被害者につきましても、直接的な被害だけではなくて、犯罪後生じるさまざまな問題、二次被害とっておりますけれども、こういったものに苦しめられている状況にあるということでございます。

このため、右側でございますが、警察による捜査活動の強化はもとより、地域住民が協働してつくり上げる安全安心な地域づくりが求められているのではないかと考えております。さらには、その下、子供たちへの見守り活動の推進、その下でございますが、交通事故については交通ルールの遵守、交通マナーの向上、さらには児童生徒あるいは高齢者への交通安全教育の推進が求められているのではないかと。さらにはハード的には道路環境の整備も必要であると考えてございます。さらにその下には、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるような必要な支援も求められているのではないかと、このように考えてございます。

資料4の方では7ページにこの辺のデータのものは記載してございます。後でご覧おき願いたいと思います。7ページに記載してございます。

続きまして消費者の安全についてでございます。消費者トラブルに関する相談件数というものはやはり年々減少傾向にあるのですが、サービス、販売方法などが多様化しており、その相談内容も非常に高度化、複雑化してきています。さらには輸入食品による中毒事件、あるいは食品の不適正な表示、製造、こういったことが発覚いたしまして、消費者による食の安全安心に対する関心が高まっているということでございます。このため、右側でございますが、悪徳商法の積極的な取締りはもとより、被害に遭わない環境づくりも必要で

はないか、さらには市町村と県で役割分担した相談への対応が求められています。さらに食品に関しましては、消費者に安心安全な食品を供給することはもとより、総合的な食の安全対策、こういったものの推進が求められていると考えてございます。

消費者の安全に関しては、資料4の方、8ページに記載してございます。8ページに相談件数の推移だとか食の不安についてのアンケートの結果が記載しております。これも後ほどご覧おき願いたいと思います。

続きまして防災と災害への備えというテーマでございます。ここは、皆様ご承知のとおり、南関東では今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が70%の確率で発生すると予測されております。このため、右側でございますけれども、当然地震に対する備え、さらには地震災害に強いまちづくり、こういったものが求められております。さらに、災害時における救援活動、あるいは緊急物資輸送等が円滑に行われるような準備、こういったものが重要ではないかと考えてございます。

これらに関しましては、資料で申し上げますと、9ページから11ページにずっと記載してございます。時間も限られておりますので、資料については後でご覧おき願いたいと思います。

続きまして4ページをご覧ください。上からですが、集中豪雨の激化による洪水被害や土砂災害、あるいは海岸浸食などの発生頻度が高まってきております。さらに二つ目の○でございしますが、ゲリラ豪雨といわれる局地的な大雨も頻発しているのはご承知のとおりです。さらに、森林や農地の荒廃というものが進んでおりまして、多面的機能の低下も懸念されています。さらには、その下の○でございしますが、公共施設も老朽化してございます。そして、致命的な損傷が発生するのではないかとということも懸念されてございます。さらには、一番下でございしますが、本県にも原子炉がたくさんございますけれども、原子炉がつくられてから相当時間がたっている、高経年化と申しますが、原子炉が高経年化しているという現状にございます。このため、右側でございしますが、上から申し上げますと、洪水・浸水災害あるいは土砂災害、海岸浸食、こういったことに対する対策を引き続き行うこと。それから、土砂災害時等の情報収集体制の強化、あるいは地域のコミュニティあるいは自治体レベルでの災害防災力の向上、こういったことが求められているのではないかと考えてございます。三つ目の○でございしますが、さらには森林や農地などが持つ多面的広域的機能の保全対策、こういったものも必要であろうと。さらには、公共施設の老朽化に関しては、計画的効率的な維持管理、あるいは長寿命化を図ることが求められておりますし、原子力施設に関しましては安全確保対策はもちろんのこと、原子力防災対策の一層の充実を図っていくことが求められているのではないかと考えてございます。

この辺に関しては、資料の方は9ページから11ページにかけて記載してございます。これも後ほどご覧おき願いたいと思います。

続きまして5ページをお開きください。5ページからは現行計画で言いますと第3項に入ります。環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりということが上から2番目の見出しのところに出ているかと思えます。第3項です。

まず最初に、低炭素社会・資源循環型社会についてでございます。先ほどご説明いたしましたけれども、大量にエネルギーを消費する社会あるいはライフスタイル、こういったものは環境にさまざまな影響を与えているのはご承知のとおりです。さらに、温室効果ガスの増加により地球規模の温暖化が顕在化している。このため、右側でございますが、やはりライフスタイルや産業活動のあり方の見直し、さらには経済と環境がともに発展していくような持続可能な社会づくりが大きく求められていると。その下でございますけれども、省エネルギーあるいは循環型社会を目指した社会資本の整備、こういったものも大事ではないかと言われております。その下下でございますけれども、さらには新エネルギー等の再生可能エネルギー、こういったものをより一層導入していくことも求められておりますし、資源の再資源化、廃棄物の再資源化などもより一層求められてございます。三つ目の○でございますけれども、さらには、本県はちょっと弱いのですが、公共交通の利用促進なども、あるいは交通環境の整備、こういったものが求められているのではないかと考えてございます。

低炭素社会に関しては、資料の12ページに記載してございますので、これも後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、その下、自然環境の保全というテーマでございます。いろいろございますが、まずは霞ヶ浦の湖沼の水質が改善されていないということが大きな問題となっております。さらには、一般廃棄物の排出量は減少傾向にはあるものの、不法投棄等が依然として未解決のままになっていることが多いというようなことが記載してございます。そのために、右側でございますけれども、引き続き霞ヶ浦の湖沼の水質浄化を図ること、それから廃棄物の発生抑制はもとより、不法投棄などに対応していくことが求められているというところでございます。

さらに、その下には都市化の進展等によりまして野生動植物の生育の場が減少する、あるいは平地林、里山が荒廃している、こういったことが記載してございます。当然、こういったことについてもきちんとした対応が求められているということで、右側に記載しているところでございます。

続きまして6ページをご覧いただきたいと思っております。ここからは第4項に入ります。快適で質の高い生活環境づくりでございます。

まず最初に地域コミュニティの再構築でございますが、本県の場合、モータリゼーションの進展等によって中心市街地のにぎわいなどが失われている、あるいは地域コミュニティの活力が低下している。さらには、本県は中小規模の都市が各地に点在していることもありまして、非常にコミュニティが弱くなってきているというようなこともございます。このため、右側でございますとおり、やはり中心市街地の活性化あるいは地域コミュニティの向上ということが求められている。さらには都市機能の連携、相互補完なども求められているということでございます。

続きまして、質の高い生活空間の方に移りたいと思っております。二つ目の○でございます。本県は全国第2位の道路延長を有しているということで、非常に生活道路の整備状況もおくれていると、さらには交通事故あるいは交通渋滞も依然として多く発生している、この

ため、そういった課題に対応することが求められているところでございます。さらには、その四つ目の○でございますが、水道普及率あるいは下水道普及率も全国と比較しますと依然低い状況にあるということでございます。こういったことから、より一層水道普及率の向上あるいは生活排水処理施設の整備促進について右側に記載してございますけれども、求められているということでございます。

以上、地域コミュニティから質の高い生活空間にかけましては、資料の方は16ページから20ページに記載してございます。ここも後でご覧をいただきたいと思っております。

最後7ページでございます。7ページには、第5項として地域社会活動の推進と世界に開かれた社会づくりが記載してございます。

まず国際化とさまざまな暮らしのニーズというテーマで整理してございますが、二つ目の○でございます。地縁型団体やNPOなどの活動が広まりつつあり、きめ細かく柔軟な取り組みも行われるようになってきている状況にあるということでございます。さらには、四つ目の○でございますが、本県に居住する外国人は平成20年末5万6,000人と年々ふえてきております。今後、より一層世界との結びつきが深まっていくのではないかと考えてございます。その下でございますが、それに伴って外国人児童生徒数が現在約2,034人おるという状況でございます。それに関連しまして、日本人の配偶者等あるいは日系3世等の在留で日本におられる方が不安定な生活環境にあるという問題もございます。

右側でございますが、こういったことに対応するため、やはり上の方に書いてございませけれども、NPOやボランティア団体の活動を促進するための環境整備あるいはネットワークづくりが求められている。さらには、外国語を理解するための外国語教育、国際理解教育が求められているのではないかと、三つ目の○ですけれども、さらには文化や習慣の違い等に起因する地域住民とのあつれきの発生などにもきちんと対応できるよう、相互の理解が必要ではないか、多文化共生の社会の実現が必要ではないかといわれております。さらには、外国人児童生徒に対する適切な日本語指導あるいは適応指導を行っていくための取り組みもより一層進めていかなければならないというようなこともいわれております。

以上、ご説明いたしました。以上がこの当部会でご議論いただくべき、住みよければらきづくりに関する現状と課題と対応すべきものでございます。

この足りない部分あるいは違う切り口等があると思っております。その点につきましては部会の方でご議論いただいて、ご意見をちょうだいしたいと思います。

なお、このほかの二つの部会、活力あるいばらき、人が輝くいばらき部会の資料もあわせて配付してございますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

少し時間がオーバーしてしまいましたが、以上、現状と課題についてご説明申し上げます。以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

ちょうどあと1時間ほど残っております。皆様に積極的なご意見をちょうだいしたいと思います。

基本になります資料、ただいまご説明ありました資料3 -1 とそれから資料4 -1、このあたりでさらに現状のところでは抜けているもの、あるいは課題ですね、そういうふうな点につきましてご専門の立場からお話いただければと思います。

それでは、委員の皆さまからご意見ちょうだいしたいと思います。それではA委員から。

A委員

これまでの総合計画を検討される時に四半世紀先を展望して策定されてきたのかどうか分かりませんが、今回そういうことが書いてあるというのは非常に重要なような気がします。

私は今、温暖化や低炭素社会や気候変動の影響などについて研究をしているのですが、地球温暖化から見た25年後を考えてみますと、2020年の温室効果ガス排出削減目標が、鳩山内閣で25%削減すると言っており、2050年には、途上国も含め世界全体で50%削減と言っているわけですから、日本は70%から80%ぐらい削減しなくてはならない。そうしますと、2035年の日本における削減量は現在の50%ぐらい削減ということになるわけで、茨城県から排出される温室効果ガスを50%減らす社会は、恐らく今のように車に乗れなくなります。車が温室効果ガスを排出すると言う理由だけではなく、石油の値段も高くなり、経済的にも乗れなくなると思います。石油の使用は、絶対石油でなくてはならないものだけにしか使えなくなるような世の中に徐々に移っていくときかもしれないと、こう思うわけです。

一方、ただマイナス50%といっても茨城県では、先ほどのデータでは人口がマイナス18%ぐらい減るわけですから、その分は減るので、32%ぐらい減らせばいいということになるのかもしれない。

このような中、環境問題に対応しながら、新しい環境産業も創出され活力も出てきて、高齢化した人たちにも住みよい社会になるとか、問題を束ねて、まとめて解決するというようなビジョンを考えなければならないかと思うのです。

それを次の5年間で全部やるということは到底無理ですから、25年先にそういうような地域社会になるというように考え、どうスタートを切るかを考えるのが非常に重要なのではないかと私は思いました。

それで、この資料3 -1の説明を聞き、課題がこれほどあるのかと思いました。恐らく他の部会含めると、この3倍ぐらいの課題があると思うのです。ですから、考え方の発想として、将来像の方向性を考え、それを解決するときに、この問題とこの問題を一緒にして解いたら少し将来像の方向に進めるのではないかというふうに少し前向きに考えるようなことも必要なのではないか。

では、どういった方向に進むのかを考えますと、資料の6ページ目の地域コミュニティと質の高い生活空間というのは非常に示唆的だなと思いました。環境問題からいうと、都市がコンパクト化することが根本的な解決になるのです。エネルギー使用がぐんと減り、都市や地域をコンパクト化することによって生活空間の質を高めるというのが一つの戦略なのではないかと思っています。それが茨城でできるのかどうかですね。コンパクト

化すると、温室効果ガスが減るだけではなく、多くの人が集まりますのでサービスも受けやすくなります。それから狭い範囲に住んでいますので災害などからも守りやすくなります。生活面でもコミュニティの人数が増え、楽しみなどもできてくるとか、いろいろなことがあると思うのです。

ですから、現状にある問題を前提条件にしてスタートするのか、少し行政がビジョンを持ってリードするように考えるのかを少し議論の視点としては考える必要があるのかなと思いました。

部会長

ありがとうございました。ほかに何か。

B 委員

今の意見に関連して、自然環境のことで質問したいことがございます。一つは湖水の浄化が遅れていることです。霞ヶ浦や牛久沼などは、外来種の魚類などにより、生態系が変わってしまっている。同時に、問題になっていきますのは、那珂川と霞ヶ浦の水の連続、霞ヶ浦導水事業をどうするかです。水質の浄化と同時に飲料水の問題、それから水路の建設について茨城はどうあるべきか、ある程度具体的なことをお示しできればお伺いしたいと思います。

部会長

A委員、ご専門でしたら今の質問にお答えしてください。

A 委員

それでは、私の考えをお答えします。後で県の方にも答えていただければと思います。

まず、湖沼の汚染の問題ですが、霞ヶ浦にしても明らかに流域から生活排水などの汚水が入ってきて、湖水の中で十分処理できないことにより汚染が進んだと思います。今、霞ヶ浦の流域には100万人ぐらいの人が住んでおり、流域に下水道や集落排水をつくったりして、生活排水などの流入を減らしています。それと、霞ヶ浦を閉鎖的にしてしまったことで、受け入れるのみで、外に出す仕組みがないメカニズムにしてしまったということが原因だと思います。

私は、水質が悪くていいというつもりはないのですが、水がある程度よくて、そこに生物がたくさん来て、野鳥も来て、人も楽しめるなど、環境とはそういう総合的なもので、そういう総合的な指標で施策を行えば良いのではないかと思います。

2つ目に、那珂川と霞ヶ浦の導水の問題は、人から聞いた話に基づく憶測でお答えをするので申しわけないですが、計画された当時には、霞ヶ浦の水質対策を研究する研究者も含めて多くの方々が、霞ヶ浦の水質対策の決定打になり得ると賛成をしました。なぜなら、よりきれいな水が流入し、混合することで水質がきれいになる。これが論理だったわけです。ところが、いろいろ調べますと、那珂川と霞ヶ浦の生態系は違い、それが混ざるのは

まずいのではないかという視点も出てきましたし、那珂川の取水によって那珂川自体に影響が出る可能性もあるという視点も出てきました。それで、大まかに言いますと、環境を研究している研究者の中の半分は意見を変え反対に回り、半分はどうしたものかと考えています。

それで、申しわけありませんが、私自身が調べたわけではないので、那珂川の水を霞ヶ浦に持ち込んだらば、どれだけどちらの生態系に影響がでるかについて、はっきりした知識は持っておりません。

部会長

よろしいですか。

それでは、企画課長の方からお話を。

企画課長

事務局から、今の件に関してですが、霞ヶ浦の浄化は総合計画の中間評価でもC評価で、目標値がなかなか達成できておりません。特に最近北浦の水質が悪くなっており、県全体として総合的な施策を行っておりますが、これからの計画でも大きな課題でございます。

それから、霞ヶ浦導水事業についてですが、これは利根川と那珂川の水を入れることで霞ヶ浦の水を薄め入れ替えをすることによって浄化するという大きな目的でやっていますが、県として導水の必要性は変わっておりません。今、漁協からいろいろなお話もございまして、国の方でもいろいろな検討がされているということで、やはり大きな目的があるものですから、それにかわるべき代替策というのが当然必要になってくるのだらうと思っております。そこはよく見きわめながら対応していく必要があると考えてございます。

部会長

それではC委員。

C委員

今後、健康はどうあるべきかについて簡単に考えを述べさせていただきます。

まず、私は住みよいという言葉の定義をどうするかが非常に重要だと思っております。住みよいというのは誰にとってか、主語は当然県民で、これはだれも反対しないわけです。県は、これまで県民にとって住みよいまちづくりを様々やってきました。やってきたはずなのに課題がまだまだある。では、県は県民にとって住みよい県政をしてこなかったのかといったらそんな訳はないわけですし、それにもかかわらず課題があると言うことは、それは何故かということきちんと考えないと基本的な変化は起こらないはずなんです。

私は住みよいという言葉に対してコンセプトチェンジをしないと今後のまちづくりというのは基本的にあり得ないのではないかと思います。

私の専門は特に生活習慣病や介護予防、特に第一次予防です。病気にならないために元気にどうするかということですが、例えば駅など公共機関にエスカレーターやエレベータ

一が設置され、高齢者や障害者の活動にとっては大変プラスです。一方で、駅で誰が使っているかを見ると、ほとんど必要ない方が使っているわけです。これが結果的には身体活動量を下げ、糖尿病などの生活習慣病者を増やしている。

我が国はこれまで、便利さを追求してきました。その便利さを追求し続け、突き詰めたために、逆に健康の問題が発生している。単に県民が、非常に便利で楽な生活ができることが住みよいというコンセプトであれば、一方の健康面での課題というのは基本的には解決しません。それゆえ、どのように住みよいというものを定義していくのかということをはっきりさせないと、次の計画というものは見えてこないのではないかと考えております。

そういう中で、一つ事例をご紹介しますと、昨年スマート・ウエルネス・シティ首長研究会というものを立ち上げました。スマートとは、英語本来の賢いという意味で、高齢化の中で健康という言葉、健康医療をキーワードにしたスマートで健康なまちづくりをしようとしたものです。例えば道路整備もより歩けるようなまちづくりという観点での道路整備ですが、美的環境がいいまちほど歩いている人が多い、あるいは、商店街が活性しているまちほど実は歩いている人が多いなど、明確な科学的なデータも出ています。つまり、健康というキーワードによりまちづくりができる。エコ、環境、道路網、健康という視点での農業などを考えても、行政の大部分が健康というキーワードで推し進めることができるわけです。

最後にもう一点だけ、今、第4次産業という考え方が出てきています。現在の産業分類は第3次産業までです。この第4次産業というのは、これまでの1次産業から3次産業は個人の利益を求めてきたのですが、第4次産業という考え方は全体の利益を目指した、いわゆる公共という、全体の利益を目指したものに対応する産業育成でして、ソーシャルビジネスの育成ということと非常にリンクしてきます。特に第4次産業で期待されるのが、健康、快適、安全安心にかかわる産業育成で、今後国全体でこういうことをねらっていく中で、茨城県がこうした分野に関して、どうアプローチしていくのか、そしてコンセプトをきちんと打ち出していくことが私は非常に重要ではないかと思っております。

部会長

大変貴重なご意見ありがとうございました。

今までの個人の利益ではなくて公共全体の利益、そちらの方に誘導していくべきではないかということで、環境問題もそういうふうにしていかないと多分解決しないだろうというふうに思われます。

それでは、B委員お願いいたします。

B委員

皆さんご承知のとおり、医療、介護、福祉というものは、ほとんど国の政策に従わなければなりませんので、根本的には改善を国に提案してそれを改編していかなければなりません。日本全体の健康を守る制度としての介護保健、医療保健というものを改善しなければ非常に住みにくいものがございますので、それは国に直達でアプローチしなければなり

ません。

また、日本中どこでも同じように、茨城でも介護難民、医療難民が出てきています。これについては地域の連携、そして国に直達してその政策の改善を求めるというもの、それに加え、何とか今ある力で努力するということが茨城の方は解決しようと考えています。

もう一つは救急医療ですが、茨城の小児救急医療の問題は、恐らく今年度は小児救急医療がスムーズに行われると思います。現存の勢力でもって何とかバランスをとりながら、地域と組織間の連携により小児救急医療はカバーできる。それと産科については、何とか血と汗と涙の努力でアクシデントが起こらないようにしている。ちなみに茨城県は新生児の死亡率が日本で一番低い県であります。これだけ対人口10万人当たりの医師数、看護師数が少ない県で最少の死亡率を保っていることは、みんなの総合的な努力であろうと、行政も協力するし、それから医師会も協力するし、各病院間も協力するというようなことであろうと思います。そういう点では住みやすく努力するということが皆様にお約束いたします。

それから、三大疾患並びにがんの対策については、茨城はアベレージは保っておりますが、かなり遅れた部分がございます。技術とか学術はトップレベルですが、それほど先進的ではありません。医療の施策的な部分や地域格差については、打つ手がないという状況があります。茨城の北部とつくばを中心とした都市部では大きな格差がございます。これについては、アクセスをよくするとか、地域の連携をよくするという方向が、これからの課題であろうと取り組んでいます。

三つのポイントについて医師会に取り組んでいます。また、皆さんからご意見があれば、それに応じて医師会は動くということがございます。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

今後の医療体制についてのご意見でした。がん対策とか一層の協力体制を進めなければならぬとか、そのようなことですね。盛り込みよろしく願いいたします。

それでは、そのほかのご意見、いかがでしょうか。それではD委員。

D委員

介護について、少し意見を申し述べたいと思います。

先ほどの第4次産業というのは大変いい言葉だと感心して聞いていました。私は介護はいよいよ産業になってきたのではないかと考えていまして、様々な産業が発展して、そこでの果実をもって福祉や医療の世界を賄っていくという時代から、多分これからは介護や医療がまさに第4次産業として、地域産業の主役になってくるのではないだろうかと思えます。

例えば、県内1,000カ所の老人福祉施設の事業所がありますが、そこでは多くの職員を雇用しており、また燃料も使いますし、物品・食料品もかなり購入しています。そういった意味では地域経済を支える重要な産業ではないかと考えています。もう一つは、産業と

しての生産物の輸出について考えますと、介護界が培った高度な介護技術・知識は、これからますます超高齢化社会に向かうアジア諸国に輸出できると思っています。また、ここで生まれてここに育ち、そして教育を受けてやがて安らかに死んでいくという、人生のそれぞれのライフステージの中で、安心・安全の生活を支える、生活安全・安心産業としてますます重要な産業であるという思いから発言させていただきました。以上です。

部会長

ありがとうございます。

介護では、あと人材不足というのが今相当県の方では問題になっているのではないかと思うのですが、そこは人が輝く部会で扱うということになりますでしょうか。

企画課長

人材については、人が輝く部会がメインに議論しますが、各方面、各分野にまたがりますので、各分野での人材については、各部会でもいろいろご提案をいただければありがたいと思います。

部会長

そのあたりも同時に考えていかなければならないと思います。

関連するご意見であれば今お出しいただきたいのですが。

それではE委員。

E委員

では、消費者の安全に関してお話をさせていただきます。昨年9月に消費者庁が設置され、消費者の相談窓口として茨城県の44市町村のうち、36市町村に消費生活センターが設けられました。しかし、ここで問題と感じていますのは、相談を適切に受けられる人員が配置されているかどうかでして、資格を持っていることと相談業務がきちんとできるということには乖離があるので、今後も市町村の相談員の指導をしていくことが県の役割かと思っています。

それと、3年過ぎると補助金がなくなるわけで、市町村に対する指導など、補助が無くなった後についての見通しもこの計画の中で、消費者行政がしり切れトンボにならないようにしたいと思っています。

それから、もう一つ下水道の整備についてお話させていただきますと、下水道の完備に関して、特に地方に関してですが、多分10年ぐらい前は、家庭の浄化槽で浄化し下水に流しなさいという指導だったと思います。ここに来て下水道の完全直結、市町村によっては直結させようということ、それを壊して直接つなぐということが見受けられていると聞いています。どこかの市町村では、猛反対をされているというのです。ですから、県主導でやっていくにしても、計画性をもった下水道の整備等の推進をしていかないと、県民は非常に右往左往することになってしまうのではないかと考えております。以上でござい

ます。

部会長

ありがとうございます。

それではF委員。

F委員

実は茨城県で安全な食をつくることを考えると、実に行政が縦割りになっていて、農の安全、食の安全、加工品の安全について、すべて別個の行政がやっており、安全なものを実につくるための体系的な組織が茨城県にはないといつも思っています。

それともう一つ、多分別な部会の話かもしれませんが、ぜひ昔の建物とか茨城になくなってしまった伝統・文化など、そういう郷土のものをもう一度見直す仕組みづくりができないものかと思っています。今スローフードがはやっていますので、ぜひそれを使って茨城のイメージアップと、安全というイメージアップ、両方できればといつも思っていますので、よろしくお願いします。

部会長

そのあたり、国の方では消費者庁を発足させまして、県の方でも今までの縦割りでなくというような方向は考えているようですけども、ありがとうございます。

それではG委員。

G委員

なるべく手短かに言いたいと思っております。住みよいということと25年先を見据えるということをキーワードに少し考えたいとこのことですが、結婚とか少子化の問題はなかなか難しく、少子化ももう何年も検討がされてきていますけれど、目に見えた成果が出ていないので、25年先を見据えるのであれば、県として少し大胆な考え方を持つべきではないかなと思います。

例えば、女性の労働力についてですが、これから働く女性が着実に増えますし、女性が働くことを前提に保育園、幼稚園も含めて、待機児童という問題を考えていくべきだと思います。

それから2点目、結婚に関して、結婚の王道というのは男と女が一緒に暮らして子供を二、三人つくと、これだけでいいのだろうか。今日の報告の中にも多様性や多様化、価値観の違い、変化などたくさん言葉が出てきましたが、結婚や家族もそうなっているのです。家庭の形がどんどん多様化しています。例えば、大体20代前半の所得の少ない若者たちにみられるできちゃった婚や未婚の母とかいわれる婚外子、このような親子をどのようにフォローしていくのかです。これからは婚外子を認めていかないと子供は増えませんし、働く女性が増えますので、選択的別姓の問題とか、今までの理想の家族像のみでなく、現実にある新たな家族像も取り込み、それを認め、受け入れ、相談に乗る体制もつくって

いくことも必要ではないかと思えます。

それから、茨城県の立地条件から考えますと、北は福島、南の方は大都会に接しているわけです。この県境のあたりに若い夫婦やシングルでも安く暮らせる住宅をつくっていくというのも大事なのではないのでしょうか。今、過疎の村が小都市で暮らせない若い夫婦を安い村営アパートを用意して人口を増やす戦略に出ているところもあります。住宅は結婚や家庭づくりと直結する部分でもあるので、所得の少ない若者に対する住宅政策というのを考えてもよいのではないかと思えます。

それから、茨城県が行っている仕事や結婚、子供ができたときのサポートなど、様々な応援する機能について、果たして若い人たちに伝わっているのでしょうか。一番伝える機能として20歳の成人式に、酒が飲めるとか、選挙権があるなどという大人になったという言葉ではなく、自立パンフをつくって、社会はこれからあなた達をこんなふうにサポートしていくから堂々と生きなさいと、どんな形であれ巣立ち、あなたが新しいパートナーをつくっていくのだと、若い人たちに、応援制度について伝えることを考えてみたらどうでしょうか。

それから、最後に出会いサポートセンターですが、県直轄で出会いの機会をつくっています。これは一定の成果を上げていることは私もよく存じ上げております。これをもう少し民間の枠に広げて、単純に結婚をさせるというだけではなくて、結婚や子育てに関する大きな相談も受けていく、あるいは茨城県にある大企業から小さな個人経営の企業に至るまで、その特質を出した出会いの機会をどんどんつくってもらおう。例えば居酒屋さんは毎週何曜日にはこういう出会いの場で安く飲めるとか、大手企業、飲料水のメーカーは飲料水をただで提供しながらもやっていくとか、小さな中小メーカーもやっている。これは単に結婚させるだけではなくて、いろいろな産業をPRしたりアピールしたり、若い人たちに認識させるという相乗効果もありますので、短い時間で全部言い切れないのですが、そういう視点も考えて、25年後を見据えてダイナミックに転換していただきたいということで述べさせていただきました。

部会長

ありがとうございます。

若者の生き方支援ですね。そこをしっかりとということでございます。

それではH委員。

H委員

防災と災害への備えについてですが、こういった不景気、様々な大きな問題を抱えている中で、災害への備えというのは二次的、三次的な案件になりやすいということで、25年先を見据えてという非常に長期的で、マクロの視点を持って事に備えようといったものがなければ災害への備えを施策として実感するのは難しいと思うのです。ですから、まずそのような視点から少し話をさせていただきます。

私自身は、今、国の様々なハザードマップづくりや、原子力の安全とか、そういった仕

事をさせていただいて、日本全体のマクロの視点から災害とかを見る機会がたくさんございます。

そういう中で茨城県を見たとき、非常に幸いなことに、茨城県で大きな地震災害とかがあったのは関東大地震とかそれ以前の話で、戦後になってからはほとんど大きな大災害に見舞われておりません。今ここに暮らしている多くの人は、余り災害のない県だと認識しておられると思うのです。でも、地震で言いますと、この茨城県とか関東、特に関東南部地域というのは、非常に長期的な視点から見たときに、すごく大きな地震が世界的に見ても繰り返すところで、日本の中でも非常に地震ハザードが高いところなのです。それにもかかわらず、例えば茨城県の小中学校などの公立学校の耐震化率がまだまだ全国で見ると45位くらいということで、非常に低いところにとどまってしまっており、これは何とかしなければいけません。近年でも日本海側の地域で、余り地震がないと一般の人に思われていたところでも次々に災害が発生するという事例を考えても、やはり長期的な視点から着実な災害対策を進めることが必要ではないかと思っています。

あと、一方で、壊滅的な災害という観点から見ますと、茨城県というのはそこまではならないのではないか。今我々様々備える手段を持っており、適切な措置を施せば、いろいろな災害がありますが、特に地震災害はかなりの部分が人間の力で押さえ込めるのではないのかと思います。そのため、きちんとした備えを十分に備えられる、こういった長期的な計画においても積極的に推進していただきたい。

我々の研究所は国の研究機関ですが、実際、防災技術を展開しようと、地域との連携活動をいろいろなところでやらせていただいています。それで、実証試験とかをやるのですが、関東地域ですと千葉県や神奈川県とか、様々な市町村などとも組んでやらせていただいています。茨城県とか茨城県内の市町村というのは、そういう活動をしようとしても、全体的に災害に対してのんびりしている感じがあり、組む相手としてなかなか育っていません。そこで、茨城県内の自治体、あるいは県との結びつきがもう少しあり、地域の連携、受け入れる雰囲気があれば、茨城県内につくばを中心にして国の災害対応ができるいろいろな専門の研究機関が山ほどありますので、県域を一つの実証地域として、日本のさまざまな新しい科学技術を県に展開できるのではないかなと思っています。

あともう一つ、先ほどもお話に出た第4次産業とか、新しい公共とか、ボランティアとか、そういったものに根差した新しい力が、自助や共助を非常に必要とする防災対策では、今後大きな可能性を秘めているのではないかと考えております。そのための様々な人的ネットワークだけでなく、様々な技術的なものを支援する道具立て、我々はそういったものを研究しているのですけれども、そういうものが今どんどん備わっています。そういうこともありまして、ぜひとも余り予算がなくても行政がうまく旗振りをして人のネットワークとか雰囲気づくりをすることによって、いろいろな人が集まれ、そういう場ができると思いますので、ぜひともそういった施策も打ち出していただければと思います。

部会長

ありがとうございます。今の内容に関連する方。

それではB委員。

B委員

災害対策についてですけれども、少し補足させていただきます。

東海村の臨界事故以来、緊急被爆医療の議長をやってきましたので、災害対策について茨城県の状況は全国的にも模範的なものであると私は自負しております。

東海村のオフサイトセンターにあります緊急被爆時の初期行動及び中期行動、及び教育のシステムに関しましては、日本で恐らく緊急被爆事故に対する対策については、ほぼ万全に近いのではないのでしょうか。ただ問題なのは、臨界事故から10年も経ちますと、あのころの記憶や教訓が風化してまいります。今年度の防災訓練は既に行われたわけですが、この近辺以外の県北や県西の方の関心度が低いということで、茨城県民全体が緊急被爆事故を含めて大規模災害に対する認識というものが常時新たな気持ちでそれに対する対策をとっておく必要があると考えています。

部会長

ありがとうございます。

それではI委員。

I委員

今、事故、災害とか防災の話が出ましたけれども、私、それに関連して被害者支援について申し上げたいと思います。

さまざまな事故・災害防止のための努力はされるわけですが、必ず被害者、被災者が発生するわけで、それらの方々が様々な問題に直面し、そこからの回復というのはなかなか困難であるわけです。そこで、事故や災害に遭われた被害者や被災者の方々に、積極的に支援をすることによって、社会に対する信頼を回復し、再び新たな生活を営むことができるように支援する必要があるのではないかというのが1点です。

もう一つは、ちょっと話変わりますが、グローバル化への対応ということについて一言だけ申し上げたいと思います。今回、かなりグローバル化という視点が強調されていますし、資料3-1の7ページでは、外国人の様々なニーズへの対応が必要だと。それはそのとおりだと思うのですが、ただ、いろいろ外国人の方々をめぐって様々な問題が発生しているので、さらに積極的にそれに対応するという姿勢でいくのか、あるいは茨城県はもう少し外国人にフレンドリーな社会をつくるのか、あるいは外国人の方々と共生するという姿勢を持った施策をつくろうとしているのか、基本的なコンセプトが必要だと思います。そうでないと、いつでも問題が発生しては、それにただ対応するだけになってしまう。そうではなく、もう少し積極的なコンセプトというか位置づけというのが必要なのではないかと思いました。以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

それではJ委員。

J委員

私は人のグローバル化、そして国際化と多文化共生という視点から少しお話をさせていただきたいと思います。

住みよいをどのようなコンセプトにするかということですが、これを外国人住民ということから考えますと非常に住みにくい現実が今あるというように思います。ここに、資料3の7ページに、非常に的確に問題点が指摘されていると思います。日本語教育の問題や就労の問題などが取り上げられておりまして、それも大切ですが、右の欄の三つ目の○のところにありますように、外国人住民が急速に増加したことから、文化や習慣の違い等に起因する地域住民とのあつれきや労働、教育、防犯、防災、医療等さまざまな分野における生活者としての外国人ニーズへの対応が求められているということで、外国人を生活者とする視点からは総合的にすべてにかかわる問題だというように思います。ですので、多文化共生ということを考える上では、生活者としての外国人という視点からすべての項目において国際化、多文化共生ということを考えることがとても重要なのではないかと思います。

なぜかと言いますと、多文化共生というのはやはり総合的に物を考えなければならないのですけれども、非常に行政が縦割りになっている。日本人のコミュニケーションの特質として非常に縦割り志向にすぐれている。しかし、横のつながりはなかなかつくり出していくのが難しいという面があります。それなので、外国人が生活者として生活しようと思うときに、全てが個別の問題として取り扱われてしまうので、一個の生活者として総合的に何かそういうコンセプトを変えて住民というものを育てていかななくてはならないかと思っています。

ですから、一つは総合性、そしてもう一つは継続性でやっていただきたいと思うのです。もちろん県は一生懸命やってくさっていますが、2006年、2007年に多文化共生元年といわれた年で、そのときにはシンポジウムやイベント、企画などがメジロ押しにあったのですけれども、それから2年、3年たち、継続がないままに多文化共生も言葉だけで浮いてしまって、外国人の懇談会もあったけれどもそれが継続していかない。そのときには外国人を集めて10の市町村から集まった人たちが自分の生活をしてきた中で、この茨城という地域にはどういう問題があり、どうすれば住みやすい地域をつくり出せるのかということで非常に議論をしまして、それを県政にも生かしていただけるということで知事に提案しましたが、それが見える形になっていない。そして、外国人の生活者の人たちにあれはどうなったのでしょうかと聞かれるたびに、どう答えていいかわからないということがあります。

ですから、もう少し生活者のレベルでわかりやすく、それがどうなったのかということがわかるようにしていただきたいと思います。そしてそれは一時的なものではなくて、総

合的であり、また継続性を持って県は取り組んでいるという姿勢をぜひ見せていただきたいと思います。そして、ボランティアやNPOなど、国際交流や国際協力の人たちが一生懸命やっていることも事実です。しかし生活者という意味からいえば市町村の町内会のレベルで普通の住民の人たちが外国人を同じ住民として意識できるようなコンセプトの改革、意識改革というようなものも視野に入れていかないと国際化ということが真に実現しないのではないかと思います。その意味では、支援をいつもする対象としてではなく、一緒に住んでいる住民として外国人の住民を生かすという視点、そして育てるという視点、そういうところにもぜひ視点を置いていただきたいと思います。

部会長

ありがとうございます。時間が参りましたが、まだご発言のない方、1分ぐらいずつでお願いしてよろしいですか。

それではK委員。

K委員

一ボランティアとして少しお話をさせていただきたいと思います。

自分の住む地域を見ましたときに、ボランティアに対する意識は20数年前、私たちが始めたときに比べると確かに意識は非常に高くなってきていると思います。ただ、何をしたいのかわからない、そこを指導するリーダーシップをとれる人が非常に少ない。それから行政の方のリードも非常に少ないことから、力を持ちながら、それが地域の中で力として生かしていけない現状があると思います。

それから、福祉についてですが、最近は介護保険をはじめ、たくさんのサービスができておりますが、どんなサービスがあるのか理解されていない方が地域の中には多くいると思います。相談の窓口が一本化されていないためにどこに相談していいかわからず、それで悩む住民の方も多くなるような気がします。ですから、市町村ごとに相談窓口を一本化し、相談員の専門性を高めていく、またそういうサービスについても市民に対してきめ細かにわかりやすく広報していくことが重要ではないかと思います。せっかく良い企画がされても、それが生かされずに地域の中で悩んでいる方がたくさんいるのが現実だろうと思うのです。

また高齢化に伴い、町の中に空き家が増えてきておりまして、防災面でも治安面でも環境が悪くなっているような現状です。私たちの住む町では。私たちは声かけ隊という会をつくりまして、自分たちの町の問題を話し合いながら自分たちにできることは自分たちでやっといこうと動きを今初めておりますが、なかなかそれも一部の人たちだけで広まりがなく、行政の強い指導力を本当に期待したいところでございます。住民も持てる力でできるところは頑張るつもりでおりますので、行政の方のご指導の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○部会長

それでは、なるべく簡潔にお願いしたいのですが。

それではL委員。

L委員

障害者自立支援法が3年前にでき、今度は廃止になりました。そういう現場をあずかる身から一言。

人の弱みを感じる社会が果たしてあるのかなということです。それは、例えば介護施設や障害者福祉施設に人材が集まらないことの大きな要因として処遇がよくないのですね。そういうところに果たして若者が魅力を感じるかということです。

それから、利用者にとってわかりづらい制度が多過ぎるということです。例えば、市町村でも同じような障害計画をつくりますが、国、県、市町村間ですり合わせができていかなということを感じております。新しい制度に変わりますと必ず事務量が増え、かつ複雑になります。我々がそういう問題を抱えていれば、利用者にとっては、さらにわかりにくく使いづらい制度になっていると感じておりました。その辺の県のリーダーシップというか、市町村に対してもう少し効率的な仕組みをつくっていただきたいということをお願いいたします。以上です。

部会長

ありがとうございます。

それではM委員。

M委員

皆さんのお話を聞いていて思ったのですが、こういった計画を策定していくに当たって、やはり優先順位というものがあるべきなのかなと思うのです。特に命にかかわる部分、先ほど地震のこともありましたし、耐震のこともありました。そういったところには、まず真っ先に取りかかる部分であると思えますし、また時間がたたないと目に見えた成果が出てこないものについても早急に取りかからなければならない。特に少子化の部分などは我々の年代の責任だと思えますので、私たちの団体でできることについても今後やっていく必要があるのかなという感じもしました。

ボランティアの意識が確実に変わってきています。ただ、先ほどもありましたように、何から取り組んだらいいかわからないという部分もありますので、官ができる部分、学ができる部分、民ができる部分というものをこれからもっと作り上げていけば茨城として素晴らしい計画ができると思えますので、私も頑張っていきたいなと思っております。以上になります。

最後に、今、青年会議所は全国に10の地区協議会、47のブロック協議会があり、今年はずべての団体で災害支援の協定を結びます。今までも東北と北陸には支援に行った実績があり、そういった組織の構築に向け頑張っております。以上になります。

部会長

ありがとうございます。

それでは、N委員。

N委員

先ほど来言われています住みよいいばらきづくりということで考えますと、私はただ一言、安全安心に住んでいけること、これに限ると思っております。そういった意味で、防災に関する事なのですが、一つだけ耐震関係のことでお話しさせていただきますと、建物と住宅等が主なのですが、耐震診断というような取り組みを建築士会等々で行っております。これは市町村から補助等が出るのですが、具体的に補修工事に入りますと、それは個人負担となってしまいますので、どうしてもそこで二の足を踏まれてしまう方がおります。ただ相談窓口に来ていただければ、例えば寝る場所だけを頑固なものにすれば命まではなくなるなど、いろいろな方法とかが考えられますので、ぜひ相談には来ていただきたいという思いがあります。

また、先ほど相談員の設置の問題等々がございましたけれども、やはり団体として耐震診断などの広報の仕方について、やはりお金をかければ広報がしやすいのですが、なかなか予算もありませんので、いつも悩んでいるところであります。現実的に住宅相談等々もやっているのですが、相談等に来ていただけるように皆さんに周知していただくということがなかなかできずに面映ゆい思いをしております。ですから、そういったところを行政のお力をおかりしまして皆さんに周知徹底していただければ、何らかのお役に立てるような活動ができるのではないかと考えています。

時間がなくなってしまうので、水環境の問題や将来的なエネルギーの問題については、当然住宅のできる範囲でのことなのですが、皆さんご存じのと通りの太陽光発電とか、かなり高機能の浄化槽とか、いろいろな取り組みの考え方もありますので、これについては、また別の機会にちゃんとお話しさせていただきたいと思います。

部会長

ありがとうございます。

それではP委員。

P委員

医療についてですが、やはり限界集落に近いところに住んでいる高齢者の方とか、少子化が進んでいる地域の子供たちの健康を守ることからすれば、やはり二次医療までは地域で行いたい。つまり救急で夜入院させられるようなところまでは県境であっても限界集落に向かっているところであっても、地域で行いたいというのが、切実な希望であります。ですから、私どものところだけではなくて、県北地域、海岸に近い地域とか、そういうところはたくさんあると思うのですが、都市部の話だけではなくて、地域に住む人の生活を守れるような茨城県であってほしいというのが医療に携わる者としての切実な希望

であります。

それから二番目に、ここで学校の環境の話までしていいのかわかりませんが、ある養護学校の話させていただきますが、体温のコントロールもうまくできないような肢体不自由な子供が通う学校であるのに、校舎がすごく古く、ご飯を食べにいくのに寒い廊下を歩いていかなければならず、エレベーターがないなど、今のバリアフリーの環境からはほど遠い環境で子供たちが生活しています。ですから、新しく建てたり、数を多くすることだけではなくて、やはり障害者の自立を考えたら、養護学校の環境整備もできれば今後頭にとめていただいて、そちらの方にも進んでいただければありがたいと思っております。以上です。

○部会長

大変たくさんのご意見ちょうだいいたしました。特に住みよいいばらきのその住みよさ、このところをどんなふうにか考えるのか、県の立ち位置、ここを明確にする必要があるよというふうなことがございました。

本日の審議、第1回目ということで今後も部会が予定されております。今日出ましたご意見につきましては、2月18日に開催されます総合部会に報告し、計画の総括的な検討にも反映をしてみたいと考えております。

次回の部会では、現状と課題を踏まえた施策の基本的方向、こちらにつきまして事務局の方から案が提示される予定でございます。

事務局の方、本日の議論、十分に検討いただきたいと思っております。

それでは、本日の審議事項を終了いたしまして、事務局の方、その他何かございましたらお願いいたします。

事務局

本日は長時間にわたりありがとうございました。

次回の部会でございますけれども、4月の下旬ごろ開催をしていただきたいと考えております。日程につきましては、部会長さん、それから副部会長さんと相談した上で、皆様方に再度調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、部会でご意見等をいただくのはもちろんなのでございますけれども、その他お気づきになった点がございましたら、いつでも事務局の方にお申し出いただきたいと思っております。

また、本日お配りした資料の中で、総合計画でありますとか中間評価につきましては、大変お荷物にもなるということもございまして、もしお持ち帰りになってお読みにならないということでしたら、こちらの方にお預かりをして、また次回、机の上にご用意させていただきたいと思っておりますので、その場合には机の上に置いておいていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

部会長

それでは、以上をもちまして第1回住みよいいばらきづくり専門部会閉会といたします。
本日は長時間にわたりましてありがとうございました。

午後4時14分閉会